

信 通 工 商

PUBLIC INFORMATION
IWAKURA
岩倉市商工会



平成30年度・令和元年度・2年度
(敬称略)

- | | | | |
|----------------|----------------|---------------|----------------|
| 監事 | 理事 | 会長 | 副会長 |
| 村山由美子 | 升野哲夫 | 山田幹夫 | 園原繁 |
| 河村金明 | 石黒一弘 | (株)山田鉄工所 | (株)テックヘイワ |
| 高桑道代 | 関戸誠 | (有)はなや | マスノ電気 |
| 田中大志 | 三輪紀光 | 関戸工業(株) | 丹羽ペビー(株) |
| 春日井克己 | 大野保江 | マルブン | 小島金物店 |
| 松本勇二 | 小島恒男 | 千秋テント商会 | 東栄印章 |
| 片岡裕二郎 | 岸周孝 | イオン社労士事務所 | 水越商事(株) |
| 大塚秀秋 | 五十嵐学 | 伊藤水道工業(株) | (有)岩栄自動車 |
| 石黒文浩 | 武藤栄司 | アンジュール | いちい信用金庫愛北営業部 |
| 恒川健治 | 新井光浩 | 愛知北農業協同組合岩倉支店 | ユニー(株) アピタ岩倉店 |
| 浅田智司 | 水越秀明 | (株)松本工務店 | (株)タールフルツト |
| 武藤栄司 | 伊藤水道工業(株) | 米春商店 | いわくら不動産センター(株) |
| 岸清隆 | (有)岩栄自動車 | 山吉酒店 | 税理士法人 河村会計事務所 |
| 岸周孝 | アンジュール | 村山会計事務所 | |
| 千秋テント商会 | いちい信用金庫愛北営業部 | | |
| 東栄印章 | 愛知北農業協同組合岩倉支店 | | |
| イオン社労士事務所 | ユニー(株) アピタ岩倉店 | | |
| 水越商事(株) | (株)松本工務店 | | |
| 伊藤水道工業(株) | (株)タールフルツト | | |
| (有)岩栄自動車 | 米春商店 | | |
| アンジュール | いわくら不動産センター(株) | | |
| いちい信用金庫愛北営業部 | 山吉酒店 | | |
| 愛知北農業協同組合岩倉支店 | 税理士法人 河村会計事務所 | | |
| ユニー(株) アピタ岩倉店 | 村山会計事務所 | | |
| (株)松本工務店 | | | |
| (株)タールフルツト | | | |
| 米春商店 | | | |
| いわくら不動産センター(株) | | | |
| 山吉酒店 | | | |
| 税理士法人 河村会計事務所 | | | |
| 村山会計事務所 | | | |

会員加入促進実施中!!

～お近くで未加入事業所がありましたらぜひご紹介ください～

第59回通常総代会開催

令和元年度通常総代会5月24日(金)岩倉市商工会館で開催されました。
平成30年度事業報告書及び収支決算書、令和元年度事業計画及び収支予算書並びに欠員役員の選任等の議題が可決承認されました。

令和元年度事業計画 重点項目

- (1) 伴走型小規模事業者支援事業の推進
 - ・岩倉市ビジネスサポートセンター相談支援窓口による事業所支援
 - ・経営発達支援計画に基づく小規模事業者への支援
- (2) 商工会組織体制の強化と財政基盤の充実強化
 - ・会員組織率の向上による体質強化
 - ・財政的自立に向けた財政基盤の強化
 - ・市との連携強化
- (3) 地域産業活性化の積極的推進
 - ・活気ある街づくり事業への積極的取り組み

新規加入会員紹介

平成30年12月理事会～令和元年7月理事会承認

地 区	事業所名	代 表 者	業 種
中央	ダイシン(株)	関戸 真二	食品卸販売
特別会員	修美(有)	朝野 修成	葬祭業
八剱	C&K	岡留 優	清掃事業、軽貨物運送業
石仏	(株)アラヤ自動車	新家 憲一	新車・中古車販売
東部	かき小屋 金太	大木 隆司	飲食業
神野	秋桜	小島 まさ子	飲食業
中本町	SoraCREATE	塚崎 海緒	広告代理業
中本町	—	小塚 潤	競輪選手
鈴井	日本環境マネージメント(株)	片山 安茂	サービス業
中央	—	小泉 実	卸売業
神野	ヒカル興業(株)	木村 雄彦	建設業
下本町	コンサルハウス HALUNO	余吾 悦子	サービス業
神野	ほのパン	神田 正治	菓子製造・販売
本町	いわくら大野整体院	大野 将弥	整体業
本町	特定非営利活動法人 いわくら観光振興会	三輪 紀光	観光まちづくり
稻荷・曾野	あづき家	早川 久美子	飲食業
中本町	(株)ユウ・ライフサポート	栗本 悠希	登録支援機関

・会員数 825 ・市内商工業者数 1,470 ・組織率 55.1%



飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、

消費税の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要となります!

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

課税事業者の方

軽減税率対象品目の売上げがなくても、軽減税率対象品目の仕入れ(経費)があれば対応が必要です。

◎軽減税率対象品目 ① 酒類・外食を除く飲食料品

② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

◎帳簿及び請求書等び記載方法と保存

令和元年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (2019年10月～)
帳簿の 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 取引の対価の額 	<p>左記の記載事項に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽減税率の対象品目である旨

◎消費税額の計算と税額計算の特例

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者(基準期間(法人:前々事業年度、個人:前々年)における課税売上高が5,000万円以下の事業者)に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

免税事業者の方も注意

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。



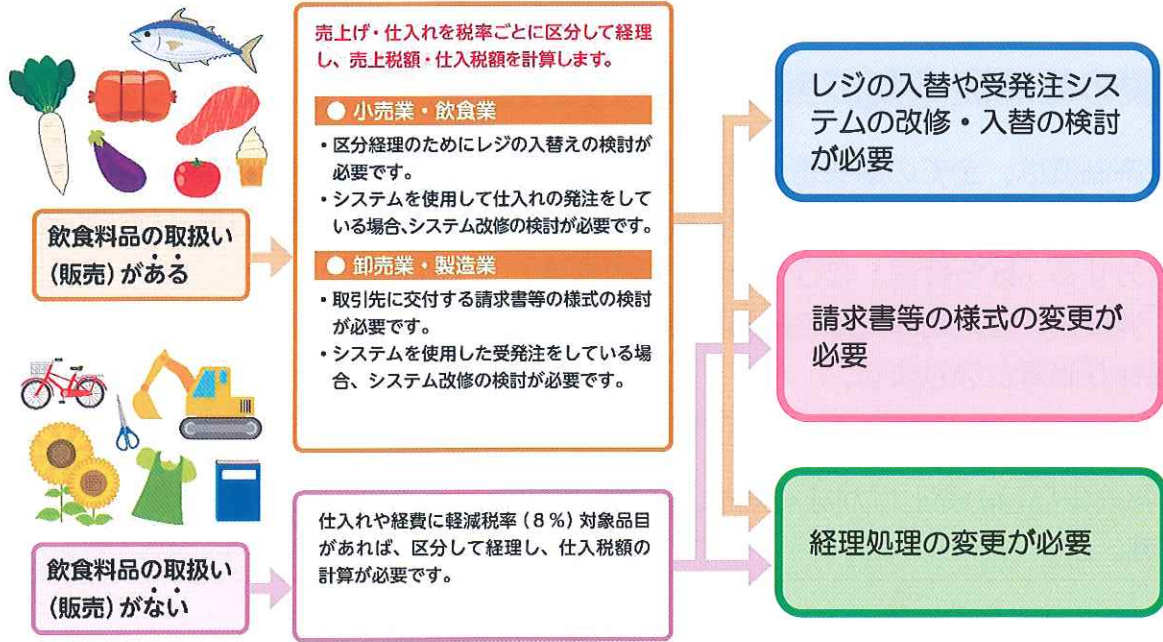
お問合せ

●国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

●軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センター

【専用ダイヤル】 0570-030-456 【受付時間】 9:00~17:00(土日祝除く)

◆軽減税率への必要な対策◆



中小・小規模事業者のみなさまのキャッシュレス導入支援!

キャッシュレス・消費者還元事業は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。具体的には、中小・小規模事業者におけるキャッシュレス手段を使った決済に関して、決済端末導入費や決済手数料の一部および、消費者への還元分を国が補助し、キャッシュレスの推進を支援する事業です。

決済端末の導入支援について、公式HPが更新されて加盟店向け決済サービスの一覧が確認できます。制度開始間際になると問合せが集中し、対応が遅れてしまうかもしれません。まずは、ホームページで自店が本制度の対象になるのか、どのような決済サービスがあるのかをご確認ください。

中小・小規模事業者向け

**中小・小規模事業者の皆様
キャッシュレス導入を支援します!**

(キャッシュレス・消費者還元事業)

実施期間 **2019年10月1日～2020年6月30日**

本制度の概要

- 10月1日以降、対象の店舗でキャッシュレス支払いをした方には**ポイント還元**等を実施。
- 対象店舗への、**キャッシュレス決済の導入を支援**。

本制度のメリット

- 1 **今なら端末導入のご負担なし!**
- 2 **期間中の決済手数料は実費2.17%以下!**
- 3 **消費者還元で集客力UP!**

▶ **キャッシュレスのメリットをもっと知りたい方はこちらをチェック!**

<https://cashless.go.jp/franchise/index.html>

主な対象決済手段の特徴

本制度では、電子的に繰り返し利用できる決済手段が対象となります。

- クレジットカード/電子マネー**
 - クレジットカード/電子マネーを利用している加盟店に対応
 - 現金ブランド(VISA, master, JCB等)に対応
 - 前払型や不換金型(電子マネー)も安心して利用可能
 - (※前払型電子マネーはポイント還元対象外)
- QRコード**
 - 端末不要、手数料が安いQRコードで、準備も簡単
 - 消費者はスマートフォンで決済
 - 複数の決済手段をまとめて発注し導入可能
 - 端末をスマートフォンで決済可能

キャッシュレス・消費者還元事業
(中小・小規模事業者の皆様向け)

<https://cashless.go.jp/franchise/index.html>



青年部コーナー impress

第48回通常総会を開催

去る、令和元年5月10日（金）岩倉市商工会館3階において、岩倉市商工会青年部通常総会を開催しました。

令和元年度事業計画など、4つの議案について、いずれも可決、承認されました。



青年部ホームページ開設！

新たに開設したホームページから青年部の活動をご案内していきます。

また青年部員の個々のブログも随時更新します。

是非、チェックしてみてください！

URL : <https://iw-ss.com>

もしくは右QRコードを読み取りください。



おしごと体験開催

平成31年2月3日（日）、商工会館にて小学生を対象にピザづくり、寄せ植えなど部員の事業を紹介する体験会を開催しました。お子さんたちは真剣な眼差しで取り組んでいました。



岩倉市商工会青年部員募集!!

青年部では、45歳までの創造力と行動力を持った次の世代を担う若手経営者を求めています。詳しくは商工会事務局まで。（担当：神野）

女性部だより



岩倉桜まつりへ出店

3月29日～4月7日まで開催された岩倉桜まつりにて、4月3日から最終日まで5日間に渡りうどんの販売を行いました。今年は天候、桜に恵まれ、連日完売の大盛況でした。ご参加いただいた部員のみなさま、ありがとうございました。

第38回通常総会を開催

5月10日、商工会館3階にて第38回通常総会を開催しました。

総会では31年度（令和元年度）事業計画など4議案について可決承認されました。

今年度も総会終了後に部員交流を目的として茶話会を開催しました。コーヒーをいただきながらの楽しい会話で部員間での親睦も、より深まっていきました。



今後の行事予定

- 10月 女性部一般研修
- 11月 ふれ愛まつり出店
花いっぱい運動
- 12月 干支押し絵講習会



岩倉市商工会女性部員募集!!

女性部では“女性ならではの”感性で商工業の担い手として地域振興・研修活動等、地域の皆様と共に楽しく活動しています。詳しくは商工会事務局まで。（担当：秋島）

お店・企業を商工会ホームページで紹介してみませんか？

会員紹介ページ掲載企業募集！

みなさんのお店や企業を多くの方に知ってもらうために、自社の紹介ページを作ってみませんか？また、お店の新商品・サービス、イベント情報などの情報掲載の募集も随時行っています！


掲載希望の方は、商工会事務局（66-3400）までご連絡ください。

～掲載イメージ～

会員紹介

会員詳細情報

● OOLレストラン



当レストランは、熱帯魚がいっぱいのレストランです。
最大70名収容できますので、結婚式の2次会や歓送迎会などにご利用いただけます。
また、1人でも熱帯魚とゆったりすることが出来ます。

会員紹介ページ利用者の声

Aさん「遠方からの問い合わせがあってビックリしました。
なんでかなあ～と思い聞いてみると”商工会のホームページで見ました”と言われました。
載せてよかったです。」

Bさん「お店のセール情報を載せることができるのは
ありがたいです。」

【おすすめメニュー】

商品	価格
ハンバーガー	¥750
カレー&エビフライ(デザート付)	¥950
ポロニア風ドリア	¥800
海鮮風ドリア	¥980
モカパフェ	¥650



■会社情報

【住所】 愛知県岩倉市中本町西出口31-1
【電話番号】 (0587)66-3400
【営業時間】 17:00～23:00
【定休日】 月曜日
【ホームページ】 <http://www.iwakura.or.jp>

岩倉市商工会
〒462-0042 愛知県岩倉市中本町西出口31-1
0587-66-3400
最初のウチコトを書こう
Google マップで見る



会員一覧へ戻る

この店、イイかも!!



お店や会社の基本情報・商品一覧 etc・写真を載せれば
かんたんホームページの出来上がり！